

特定非営利活動法人 Dazzle Dock 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Dazzle Dock という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区由比阿僧155番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アートと文化、教育の力を活用し、地域社会、企業、市民の活性化と交流の促進を図ることを目的とする。

静岡市を拠点にしつつも、将来的には県内外問わず活動拠点を拡大し、多様な地域における文化振興と経済活性化に寄与することを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 災害救助活動
- (9) 観光の振興を図る活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ギャラリーや美術館等でのアート展示会の企画・運営事業
- ② 空き家や古民家を活用したアートカフェ及びプロジェクションマッピング等の文化イベントの開催事業
- ③ 企業とのコラボレーションによる商品デザインコンテストの開催及び支援事業
- ④ アート作品及び関連グッズの展示・販売イベントの企画・運営事業
- ⑤ 子ども向けお絵描き教室や創作ワークショップの開催及び芸術教育推進事業
- ⑥ アーティストと企業のマッチング支援及び交流促進事業
- ⑦ NFTを活用したスポンサーシステムの運営及び特設ウェブサイトの展開事業
- ⑧ デジタル技術やメタバースを活用した新たな芸術表現及び情報発信事業
- ⑨ 環境保全をテーマにしたアート制作や地域環境保護活動の実施事業
- ⑩ 災害時における心のケアや復興支援を目的としたアートイベントの開催及び支援事業

- ⑪ 地域観光資源の活用と観光振興を目的とした文化イベントの企画・実施事業
- ⑫ 消費者保護意識を高めるためのワークショップや啓発活動の実施事業
- ⑬ 上記各号に関連する団体の運営支援、連絡、助言及び援助事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員の入会金及び会費については次のとおりとする。

- (1) 正会員については、入会金及び会費を徴収しない。
- (2) 賛助会員の入会金及び会費については、別に総会で決める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 賛助会員で、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）3人以上
- (4) 監事 1人以上

（役員の選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この法人は法上の役員以外に、総会の承認を得て若干名の顧問等を置くことができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。その他新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (9) その他この法人に関する運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算の変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の変更）

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（事業年度）

第50条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	望月 悠介
副理事長	土屋 慶太朗
副理事長	宗像 清隆
理事	石切山 由里
理事	望月 隆秀
理事	佐藤 美奈子
理事	山梨 梢
理事	望月 重子
理事	野一色 里恵
理事	柴崎 祥多
理事	芝原 和子
監事	橘 麻里子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 徴収しない
正会員会費 徴収しない
- (2) 賛助会員入会金 徴収しない
賛助会員会費 5,000 円/年

様式例・記載例（法第10条第1項第2号イ関係）

役員名簿

特定非営利活動法人 Dazzle Dock

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	望月 悠介		有
副理事長	土屋 慶太朗 宗像 清隆		有
理事	野一色 里恵 芝原 和子 柴崎 祥多 山梨 梢 石切山 由里 望月 重子 佐藤 美奈子 望月 隆秀		無
監事	橘 麻里子		有

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

2025年 7月 1日

特定非営利活動法人

設立代表者 望月 悠介

特定非営利活動法人 Dazzle Dock

設立趣旨書

現代の地域社会において、アートや文化は人と人、人と企業、そして地域と世界をつなぐ力を持っています。しかし、静岡市をはじめとする地方都市では、アーティストと企業が協働し、継続的な文化活動を実施する場や仕組みが不足しており、芸術活動が一部の限られた場面にとどまっているのが現状です。

そこで私たちは、アートや文化を核とした活動を通じて、街や企業、そして人々に活気をもたらすことを目的として、特定非営利活動法人 Dazzle Dock を設立することとしました。

「Dazzle Dock（ダズルドック）」という名称には、アーティスト一人ひとりを“輝く船”に見立て、その船が次の舞台へ出航する“停泊所（Dock）”として、誰もが平等に参加し、ともに出航の準備を整えることができるプラットフォームでありたいという想いを込めています。

本法人では、静岡市を主な拠点としながら、次のような活動を展開します：

- ・ 市内ギャラリーや美術館を活用した展示会の企画・開催
- ・ アート作品やグッズの展示・販売
- ・ カフェイベントと連動したアート体験の提供
- ・ 企業との商品ラベルデザインやコラボプロジェクトの実施
- ・ 子ども向けの絵画教室を通じた表現教育の提供
- ・ アーティストと企業をマッチングするための相談・仲介活動
- ・ イベントごとのスポンサーNFT発行と連動した新たな資金循環の試み

これらの活動を通じて、私たちは「アートと文化、教育の力で街・企業・人を元気に！」という理念を実現し、多様な表現が受け入れられる持続可能な地域づくりに貢献してまいります。 今後は、静岡市にとどまらず、他の地域にも活動拠点を広げ、地域間や分野間の連携を深めながら、アートの社会的価値を高めていく所存です。

以上の趣旨にご賛同いただきたく、関係各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

様式例・記載例（法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2026年7月31日まで

特定非営利活動法人 Dazzle Dock

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、法人設立日から令和8年7月31日までとする。
- ・本法人は、これまで任意団体として行ってきた地域芸術振興活動の経験をもとに、アート・音楽・デザインなど多様な文化活動を通じて、地域や人をつなげる場づくりを継続・発展させていく。
- ・初年度は、アート展示やコラボレーションイベントを中心とした活動を行い、地域住民や企業、アーティストとの信頼関係構築と、団体の基盤整備を主な目標とする。
- ・活動資金は、イベント収益、賛助会員の協力、助成金の活用等によって調達し、持続可能な文化活動モデルの確立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① ギャラリーや美術館等でのアート展示会の企画・運営事業	・募集した作品を展示し、アート作品に触れる機会と、アーティスト発見の場を増やす。	(A) 2025年10月予定 (B) 市内ギャラリースペース (C) 80人	(D) 展示参加者および来場者 (E) 60人	30千円
② 空き家や古民家を活用したアートカフェ及びプロジェクトマップ等の文化イベントの開催事業	・市内の空き家を期間限定で再利用し、アート作品を見ながら過ごせる場所を提供する。 ・手描きキャンバス作品とライブペイント展示、カフェ出店などを通じたアート体験型イベント	(A) 今年度に数回 (B) 市内の空き家 (C) 3人 (A) 2026年6月予定 (B) 市内ギャラリースペース (C) 10人	(D) 空き家保有者および来場者 (E) 40人 (D) 展示参加者および来場者 (E) 50人	50千円/回 300千円
③ 企業とのコラボレーションによる商	・企業との連携によるデザインコンテストの開催および採用作品の販売	(A) 2026年中旬以降予定 (B) 特設サイト上 (C) 未定	(D) 企業および参加アーティスト	200千円

品デザイン コンテストの開 催及び支 援事業			(E)デザイン 採用者に準 ずる	
④ アート作 品及び関 連グッズ の展示・ 販売イベ ントの企 画・運営 事業	・今年度実施予定なし			
⑤ 子ども向 けお絵描 き教室や 創作ワー クショッ プの開催 及び芸術 教育推進 事業	・子ども向けのお絵描き教 室やワークショップの開 催	(A) 2026 年 4 月予定 (B) 市内レンタルスペ ース (C) 未定	(D) 参加者 (E) 人数未定	50 千円
⑥ アーティ ストと企 業のマッ チング支 援及び交 流促進事 業	・今年度実施予定なし			
⑦ NFTを活 用したス ポンサー システム の運営及 び特設ウ ェブサイ トの展開 事業	・保有 NFT のモニター展示 権利付きスポンサーNFT を販売。購入者の保有NFT を Web サイト上に展示	(A) 2025 年 10 月予定 (B) NFT マーケット上 (C) 60 人	(D) 展示者お よび閲覧 者 (E) 人数未定	30 千円
⑧ デジタル 技術やメ タバース を活用し た新たな 芸術表現 及び情報	・バーチャル空間にてアー ト展示と音楽ライブを開 催	(A) 今年度に数回 (B) メタバース (cluster/spatial) (C) 未定	(D) 来場者 (E) 人数未定	10 千円/回

発信事業				
⑨ 環境保全をテーマにしたアート制作や地域環境保護活動の実施事業	・今年度実施予定無し			
⑩ 災害時における心のケアや復興支援を目的としたアートイベントの開催及び支援事業	・災害時における被災地への物資提供のために寄付を募ったり、アートチケットの販売収益で物資を調達、提供	(A) 災害時 (B) 特設サイト上 (C) 未定	(D)被災者 (E)未定	寄付額に準じる
⑪ 地域観光資源の活用と観光振興を目的とした文化イベントの企画・実施事業	・今年度実施予定無し			
⑫ 消費者保護意識を高めるためのワークショップや啓発活動の実施事業	・今年度実施予定無し			
⑬ 上記各号に関連する団体の運営支援、連絡、助言及び援助	・今年度実施予定無し			

事業	
----	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」）

翌事業年度の事業計画書

2026年8月1日から2027年7月31日まで

特定非営利活動法人 Dazzle Dock

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、法人設立日から令和8年7月31日までとする。
- ・本法人は、これまで任意団体として行ってきた地域芸術振興活動の経験をもとに、アート・音楽・デザインなど多様な文化活動を通じて、地域や人をつなげる場づくりを継続・発展させていく。
- ・初年度につづき、アート展示やコラボレーションイベントを中心とした活動を行い、地域住民や企業、アーティストとの信頼関係構築と、団体の基盤整備を主な目標とする。
- ・活動資金は、イベント収益、賛助会員の協力、助成金の活用等によって調達し、持続可能な文化活動モデルの確立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① ギャラリーや美術館等でのアート展示会の企画・運営事業	・募集した作品を展示し、アート作品に触れる機会と、アーティスト発見の場を増やす。	(A) 2026年10月予定 (B) 市内ギャラリースペース (C) 40人	(D) 展示参加者および来場者 (E) 40人	30千円
② 空き家や古民家を活用したアートカフェ及びプロジェクトマッピング等の文化イベントの開催事業	・市内の空き家を期間限定で再利用し、アート作品を見ながら過ごせる場所を提供する。 ・手描きキャンバス作品とライブペイント展示、カフェ出店などを通じたアート体験型イベント ・市内の施設に、募集したアート作品をプロジェクトマッピングで照射する夜のイベント。町おこしの一環。	(A) 2026年度中に数回 (B) 市内の空き家 (C) 未定 (A) 2027年6月予定 (B) 市内ギャラリースペース (C) 50人 (A) 2026年度中に開催希望 (B) 未定 (C) 未定	(D) 出店者および来場者 (E) 未定 (D) 展示参加者および来場者 (E) 未定 (D) アーティストおよび来場者 (E) 未定	50千円/回 300千円 800千円

③ 企業とのコラボレーションによる商品デザインコンテストの開催及び支援事業	・企業との連携によるデザインコンテストの開催および採用作品の販売	(A) 2026 年中旬以降 予定 (B) 特設サイト上 (C) 未定	(D) アーティストおよび企業 (E) デザイン採用者に準ずる	200 千円
④ アート作品及び関連グッズの展示・販売イベントの企画・運営事業	・ SNS 投稿用のグッズの開発や販売、配布	(A) 2026 年 9 月予定 (B) イベント開催会場 (C) 未定	(D) イベント来場者 (E) 人数未定	50 千円
⑤ 子ども向けお絵描き教室や創作ワークショップの開催及び芸術教育推進事業	・ 子ども向けのお絵描き教室やワークショップの開催	(A) 2027 年 4 月予定 (B) 市内レンタルスペース (C) 未定	(D) 参加者 (E) 人数未定	50 千円
⑥ アーティストと企業のマッチング支援及び交流促進事業	・ 企業とアーティストのコラボ案件などを、企業とアーティストが相互に検索できるサイトを作成	(A) 2026 年度中に開設 予定 (B) 特設サイト上 (C) 未定	(D) アーティストおよび企業 (E) サイト掲載枠入会者に準ずる	150 千円
⑦ NFTを活用したスポンサーシステムの運営及び特設ウェブサイトの展開事業	・ 保有 NFT のモニター展示権利付きスポンサーNFTを販売。購入者の保有NFTを Web サイト上に展示	(A) 2025 年 10 月予定 (B) NFT マーケット上 (C) 60 人	(D) 展示者及び NFT 作者、閲覧者 (E) 人数未定	100 千円
⑧ デジタル技術やメタバース	・ バーチャル空間にてアート展示と音楽ライブを開催	(A) 2026 年度数回 (B) メタバース (cluster/spatial)	(D) 来場者 (E) 人数未定	10 千円/回

を活用した新たな芸術表現及び情報発信事業		(C) 未定		
⑨ 環境保全をテーマにしたアート制作や地域環境保護活動の実施事業	・ビーチクリーンで拾ったゴミでアート作品を作り展示するコンテストを開催。	(A) 2026 年度中開催予定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 参加者および清掃場の市町村 (E) 人数未定	50 千円
⑩ 災害時における心のケアや復興支援を目的としたアートイベントの開催及び支援事業	・災害時における被災地への物資提供のために寄付を募ったり、アートチケットの販売収益で物資を調達、提供	(A) 災害時 (B) 特設サイト上 (C) 未定	(D) 被災者 (E) 人数未定	寄付額に準じる
⑪ 地域観光資源の活用と観光振興を目的とした文化イベントの企画・実施事業	・中山間地の木材を使用した木工クラフトコンテストの開催。	(A) 2026 年度中 (B) 未定 (C) 未定	(D) 参加者及び市区町村 (E) 未定	100 千円
⑫ 消費者保護意識を高めるためのワークショップや啓発活動の実施事業	・イベント会場および公式ウェブサイト「詐欺回避趣味レーションゲーム」を設置する。	(A) 2026 年度中予定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 参加者 (E) 人数未定	30 千円
⑬ 上記各号に関連する団体の運営支援、連	・活動実績を公開する場を設け、個人や企業、街などが繋がるための「相談カフェ」を開催	(A) 2026 年度中予定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 来場者 (E) 人数未定	300 千円

絡、助言 及び援助 事業				
--------------------	--	--	--	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2026年7月31日まで

特定非営利活動法人DazzleDock
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	50,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	200,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
展示会の入場料・参加費（サービス提供収入）	100,000		
アート作品やグッズの販売収入（販売収入）	50,000		
カフェイベントの売上（販売収入）	300,000		
ワークショップの参加費	50,000		
企業からのコラボデザイン受託料（受託収入）	200,000		
NFTアート販売収入（デジタルコンテンツ収入）	30,000	730,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益（ライブペイントイベント時の投銭等）	10,000	10,000	
経常収益計			1,290,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	200,000		
減価償却費	20,000		
支払利息	0		
備品購入費	200,000		
外部クリエイター依頼料	50,000		
機材レンタル料	50,000		
食品・消耗品	100,000		
広報チラシ・ポスター印刷代	30,000		
その他経費計	700,000	700,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	280,000		
給料手当	120,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	400,000		
(2) その他経費			

会議費	0		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	20,000		
支払利息	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		450,000	
経常費用計			1,150,000
当期経常増減額			140,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			140,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			140,000

2026年度 活動予算書

2026年8月1日から2027年7月31日まで

特定非営利活動法人 Dazzle Dock

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	300,000	800,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
展示会の入場料・参加費(サービス提供収入)	350,000		
アート作品やグッズの販売収入(販売収入)	50,000		
カフェイベントの売上(販売収入)	100,000		
企業からのコラボデザイン受託料(受託収入)	200,000		
NFTアート販売収入(デジタルコンテンツ収益)	100,000		
ワークショップ参加料	50,000		
イベント入場料	100,000	950,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益(ライブペイントイベント時の投銭等)	20,000	20,000	
経常収益計			2,070,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
備品購入費	150,000		
外部クリエイター依頼料	50,000		
機材レンタル料	500,000		
公式サイトサーバー代	20,000		
食品・消耗品	50,000		
広報チラシ・ポスター印刷代	50,000		
施設等評価費用	300,000		
減価償却費	20,000		
空き家施設清掃費用	30,000		

ビーチクリーン等廃棄物処理費用	50,000		
消耗品購入	50,000		
その他経費計	1,320,000		
事業費計		1,420,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	400,000		
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	500,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	20,000		
支払利息	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		550,000	
経常費用計			1,970,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			140,000
次期繰越正味財産額			240,000